

港湾法第55条の3の3の規定に基づき、
国土交通大臣が管理する施設とその管理の内容
(令和6年2月2日～3月1日)

1. 七尾港関係.....	1
2. 輪島港関係.....	10
3. 飯田港関係.....	14
4. 小木港関係.....	16
5. 宇出津港関係.....	18
6. 穴水港関係.....	23

1. 七尾港関係

種類	名称	所在地	管理の内容
水域施設（航路）	第一航路 （A-1-1）	石川県七尾市	航路の利用可否の判断、船舶航行に支障を及ぼすおそれのある物件の除去その他の応急措置、利用に関する調整その他これらの業務を行うために必要な業務
	外航航路 （A-1-2）		
	内航航路 （A-1-3）		
水域施設（泊地）	寿 （A-2-2、A-2-3 及びA-2-4）	石川県七尾市	泊地の利用可否の判断、船舶航行に支障を及ぼすおそれのある物件の除去その他の応急措置、利用に関する調整その他これらの業務を行うために必要な業務
	府中、矢田新 （A-2-5）		
	矢田新（第一西） （A-2-6及びA-2-7）		
	矢田新（第二東） （A-2-8）		
	矢田新 （A-2-9及びA-2-10）		
	万行 （A-2-11及びA-2-12）		
	大田 （A-2-13及びA-2-24）		
	上三室 （A-2-15）		
	鹿渡島 （A-2-17）		
	須曾（西） （A-2-18）		
	須曾（東） （A-2-19）		
	佐波 （A-2-20）		
	二穴		

	(A-2-21)		
	日出ヶ島 (A-2-22)		
外郭施設（防波堤）	小島防波堤 (B-1-1)		応急措置その他これらの業務を行うために必要な業務
	寿防波堤 (B-1-3)		
	府中防波堤 (B-1-4)		
	矢田新防波堤 (B-1-5及びB-1-6)		
	万行防波堤 (B-1-7、B-1-8及びB-1-9)		
	大田防波堤（横） (B-1-10)		
	大田防波堤（縦） (B-1-11)		
	上三室防波堤 (B-1-12)		
	鹿渡島防波堤 (B-1-13)		
	須曾防波堤 (B-1-14、B-1-15及びB-1-17)		
	佐波防波堤 (B-1-18、B-1-19及びB-1-26)		
	二穴防波堤 (B-1-20及びB-1-24)		
	日出ヶ島防波堤 (B-1-21、B-1-22及びB-1-23)		
	大田防波堤 (B-1-25)		
外郭施設（護岸）	寿護岸		

	(B-5-15及びB-5-16)		
	府中護岸 (B-5-17、B-5-113及びB-5-114)		
	矢田新護岸 (B-5-19、B-5-20、B-5-21、B-5-22、B-5-23、B-5-24及びB-5-36)		
	万行護岸 (B-5-25、B-5-27、B-5-28、B-5-29、B-5-30、B-5-31、B-5-32、B-5-33、B-5-34、B-5-35、B-5-37、B-5-38、B-5-39及びB-5-40)		
	大田護岸 (B-5-41、B-5-42、B-5-43、B-5-46、B-5-47、B-5-48、B-5-49、B-5-50、B-5-51、B-5-52、B-5-53、B-5-54、B-5-55、B-5-56、B-5-57、B-5-58、B-5-59、B-5-60、B-5-61、B-5-62、B-5-75、B-		

	5-76、B-5-108、B-5-109及びB-5-115)		
	鹿渡島護岸 (B-5-78)		
	須曾護岸 (B-5-82及びB-5-83)		
	佐波護岸 (B-5-91及びB-5-92)		
	二穴護岸 (B-5-97及びB-5-98)		
	日出ヶ島護岸 (B-5-102)		
係留施設(岸壁)	矢田新岸壁 - 5.5m (第一西) (C-1-2)		岸壁の利用可否の判断、応急措置、利用に関する調整その他これらの業務を行うために必要な業務
	矢田新岸壁 - 9m(第二東) (C-1-3)		
	大田物専岸壁 - 10m (C-1-4)		
	大田2号岸壁 - 10m (C-1-5)		
	大田3号岸壁 - 11m (C-1-6)		
係留施設(係船くい)	大田地区-10m係船杭 (C-3-2)		係船くいの利用可否の判断、応急措置、利用に関する調整その他これらの業務を行うために必要な業務
係留施設(棧橋)	矢田新さん橋-7.5m (第一西) (C-4-2)		棧橋の利用可否の判断、応急措置、利用に関する調整その他これらの業務を行うために必要な業務
	矢田新さん橋-5.5m (第一東) (C-4-3)		

	須曾（東）さん橋 （C-4-5）		
	府中さん橋-4.0m （C-4-7）		
	矢田新さん橋-4.0m （C-4-9）		
係留施設（物揚場）	寿物揚場-4m （C-6-1及びC-6-2）		物揚場の利用可否の判断、応急措置、利用に関する調整その他これらの業務を行うために必要な業務
	矢田新物揚場-4m （C-6-4、C-6-5、C-6-10及びC-6-14）		
	矢田新物揚場-2m （C-6-7及びC-6-8）		
	矢田新物揚場-3.5m （C-6-9）		
	万行物揚場-4m （C-6-11及びC-6-15）		
	万行物揚場-1.5m （C-6-12及びC-6-13）		
	大田物揚場 （C-6-16及びC-6-17）		
	上三室物揚場 （C-6-18）		
	鹿渡島物揚場-2m （C-6-19及びC-6-20）		
	須曾物揚場-2m （C-6-21及びC-6-23）		
	須曾物揚場-4m （C-6-22）		
	佐波物揚場-2m		

	(C-6-24)		
	二穴物揚場-2m (C-6-25)		
	日出ヶ島物揚場-2m (C-6-26)		
	府中物揚場-4m (C-6-27)		
係留施設(船揚場)	寿船揚場 (C-7-4)		船揚場の利用可否の判断、応急措置、利用に関する調整その他これらの業務を行うために必要な業務
	大田船揚場 (C-7-6及びC-7-13)		
	上三室船揚場 (C-7-7)		
	鹿渡島船揚場 (C-7-8)		
	須曾船揚場 (C-7-9)		
	佐波船揚場 (C-7-10)		
	二穴船揚場 (C-7-11)		
	日出ヶ島船揚場 (C-7-12)		
臨港交通施設(道路)	寿1号線 (D-1-1)		応急措置その他これらの業務を行うために必要な業務
	府中1号線 (D-1-2)		
	府中2号線 (D-1-3)		
	湊1号線 (D-1-4)		
	矢田新1号線 (D-1-5)		
	矢田新2号線 (D-1-6)		
	矢田新3号線 (D-1-7)		

	矢田新4号線 (D-1-8)		
	矢田新5号線 (D-1-9)		
	矢田新6号線 (D-1-10)		
	矢田新7号線 (D-1-11)		
	矢田新8号線 (D-1-12)		
	矢田新9号線 (D-1-13)		
	矢田新10号線 (D-1-14)		
	万行1号線 (D-1-15)		
	万行2号線 (D-1-16)		
	万行3号線 (D-1-17)		
	万行4号線 (D-1-18)		
	佐味1号線 (D-1-19)		
	矢田新11号線 (D-1-20)		
	矢田新12号線 (D-1-21)		
	矢田新13号線 (D-1-22)		
	矢田新14号線 (D-1-23)		
	矢田新15号線 (D-1-24)		
	矢田新16号線 (D-1-25)		
	大田1号線 (D-1-26)		

	大田2号線 (D-1-27)		
	大田3号線 (D-1-28)		
	大田4号線 (D-1-29)		
	大田5号線 (D-1-30)		
	大田6号線 (D-1-31)		
	大田7号線 (D-1-32)		
	須曾西1号線 (D-1-33)		
	須曾東1号線 (D-1-34)		
	矢田新17号線 (D-1-35)		
	大田9号線 (D-1-36)		
臨港交通施設(駐 車場)	尾湾公園 駐車場 (D-3-1)		
	七尾マリンパーク駐車場 (D-3-2)		
臨港交通施設(橋 梁)	松原橋(松原川) (D-10-1)		
	神戸川橋 (D-10-2)		
	毒見殿橋 (D-10-3)		
	無名橋-1 (D-10-4)		
	無名橋-2 (D-10-5)		
	無名橋-3 (D-10-6)		
	矢田新橋(大谷川) (D-10-7)		

荷さばき施設（荷さばき地）	臼池荷捌場 （F-4-1）		荷さばき地の利用可否の判断、利用に関する調整その他これらの業務を行うために必要な業務
	大田荷捌地 （F-4-2、F-4-3、F-4-4及びF-4-5）		
保管施設（野積場）	府中野積場 （H-2-4）		野積場の利用可否の判断、利用に関する調整その他これらの業務を行うために必要な業務
	矢田新野積場 （H-2-5、H-2-6、H-2-7、H-2-8、H-2-9、H-2-10及びH-2-27）		
	万行野積場 （H-2-11、H-2-12及びH-2-13）		
	大田野積場 （H-2-14、H-2-16、H-2-17、H-2-18及びH-2-26）		
	大田物専新野積場 （H-2-15）		
	上三室野積場 （H-2-19）		
	鹿渡島新野積場 （H-2-20）		
	須曾西野積場 （H-2-21）		
	須曾東野積場 （H-2-22）		
	佐波野積場 （H-2-23）		
	二穴野積場 （H-2-24）		
	日出ヶ島新野積場 （H-2-25）		
	港湾環境整備施		

設（緑地）	（L-2-1）		に関する調整その他これらの業務を行うために必要な業務
	尾湾公園 （L-2-2）		
	七尾マリンパーク （L-2-3）		
	湊遊歩道 （L-2-4）		

2. 輪島港関係

種類	名称	所在地	管理の内容
水域施設（泊地）	泊地（-4.0m） （A-2-1及びA-2-2）	石川県輪島市	泊地の利用可否の判断、船舶航行に支障を及ぼすおそれのある物件の除去その他の応急措置、利用に関する調整その他これらの業務を行うために必要な業務
	泊地（-3.0m） （A-2-3及びA-2-4）		
	泊地（-1.0m） （A-2-5）		
	泊地（-7.5m） （A-2-6）		
外郭施設（防波堤）	第1防波堤 （B-1-1）		応急措置その他これらの業務を行うために必要な業務
	第3防波堤 （B-1-3）		
	第2波除堤 （B-1-4）		
	船溜波防堤 （B-1-5）		
	第5防波堤 （B-1-7）		
	波除堤 （B-1-8）		
	1号波除堤 （B-1-9）		
	第4防波堤 （B-1-10）		
3号波除堤 （B-1-11）			

外郭施設（防砂堤）	第2防砂堤 (B-2-2)		
外郭施設（導流堤）	導流堤 (B-4-2)		
外郭施設（護岸）	6号護岸 (B-5-6)		
	7号護岸 (B-5-7)		
	8号護岸 (B-5-8)		
	9号護岸（臨港道路護岸） (B-5-9)		
	10号護岸（臨港道路護岸） (B-5-10)		
	16号埋立護岸（その1） (B-5-16)		
	17号埋立護岸（その2） (B-5-17)		
	18号護岸 (B-5-18)		
	西護岸（護岸モデル） (B-5-20)		
	緑地護岸 (B-5-21及びB-5-24)		
	25号護岸 (B-5-25)		
係留施設（岸壁）	マリンタウン岸壁 (C-1-1)		岸壁の利用可否の判断、応急措置、利用に関する調整その他これらの業務を行うために必要な業務
係留施設（栈橋）	1号さん橋 (C-4-1)		栈橋の利用可否の判断、応急措置、利用に関する調整その他これらの業務を行うために必要な業務
	2号さん橋 (C-4-2)		
	3号さん橋 (C-4-3)		

	4号さん橋 (C-4-4)		
係留施設（物揚場）	1号物揚場 (C-6-1)		物揚場の利用可否の判断、応急措置、利用に関する調整その他これらの業務を行うために必要な業務
	2号物揚場 (C-6-2)		
	3号物揚場 (C-6-3)		
	4号物揚場 (C-6-4)		
	5号物揚場 (C-6-5)		
	6号物揚場 (C-6-6)		
	7号物揚場 (C-6-7)		
	8号物揚場 (C-6-8)		
	9号物揚場 (C-6-9)		
	10号物揚場 (C-6-10)		
	11号物揚場 (C-6-11)		
	12号物揚場 (C-6-12)		
	13号物揚場 (C-6-13)		
	14号物揚場 (C-6-14)		
係留施設（船揚場）	1号船揚場 (C-7-1)		船揚場の利用可否の判断、応急措置、利用に関する調整その他これらの業務を行うために必要な業務
	2号船揚場 (C-7-2)		
	3号船揚場 (C-7-3)		
臨港交通施設（道路）	臨港道路1号線 (D-1-1)		応急措置その他これらの業務を行うために必要な業務

	臨港道路2号線 (D-1-2)		
	臨港道路3号線 (D-1-3)		
	臨港道路4号線 (D-1-4)		
	臨港道路5号線 (D-1-5)		
	臨港道路6号線 (D-1-6)		
	臨港道路7号線 (D-1-7)		
	臨港道路8号線 (D-1-8)		
	臨港道路9号線 (D-1-9)		
	臨港道路10号線 (D-1-10)		
	臨港道路11号線 (D-1-11)		
	臨港道路12号線 (D-1-12)		
	臨港道路13号線 (D-1-13)		
	臨港道路14号線 (D-1-14)		
	臨港道路15号線 (D-1-15)		
	臨港道路16号線 (D-1-16)		
臨港交通施設(駐車場)	岸壁駐車場 (D-4-1)		
	緑地駐車場 (D-4-2)		
	マリンタウン駐車場 (D-4-3)		
荷さばき施設(荷さばき地)	第1荷さばき所 (F-4-1)		荷さばき地の利用可否の判断、利用に関する調整その他

	第2荷さばき所 (F-4-2)		これらの業務を行うために必要な業務
	第3荷さばき所 (F-4-3)		
保管施設(野積場)	輪島崎野積場 (H-2-3)		野積場の利用可否の判断、利用に関する調整その他これらの業務を行うために必要な業務
港湾環境整備施設(緑地)	マリンタウン緑地 (L-2-2)	緑地の利用可否の判断、利用に関する調整その他これらの業務を行うために必要な業務	

3. 飯田港関係

種類	名称	所在地	管理の内容
水域施設(泊地)	泊地(-2m) (A-2-1)	石川県珠洲市	泊地の利用可否の判断、船舶航行に支障を及ぼすおそれのある物件の除去その他の応急措置、利用に関する調整その他これらの業務を行うために必要な業務
	航路泊地(-4m) (A-2-2)		
	航路泊地(-5.5m) (A-2-3)		
	泊地(-4.5m) (A-2-4)		
外郭施設(防波堤)	東防波堤 (B-1-1、B-1-2、B-1-3、B-1-4、B-1-5、B-1-6、B-1-9、B-1-10及びB-1-11)		応急措置その他これらの業務を行うために必要な業務
	船溜防波堤 (B-1-7及びB-1-8)		
	西防波堤 (B-1-12、B-1-14及びB-1-16)		
	防波堤(波除) (B-1-15)		
	防波堤(東) (B-1-17)		

外郭施設（護岸）	護岸 （B-5-14、B-5-15、B-5-16及びB-5-21）		
	護岸（防波） （B-5-19及びB-5-20）		
係留施設（岸壁）	-5.5m岸壁 （C-1-1）		岸壁の利用可否の判断、応急措置、利用に関する調整その他これらの業務を行うために必要な業務
	-4.5m岸壁 （C-1-2）		
係留施設（棧橋）	さん橋 （C-4-1）		棧橋の利用可否の判断、応急措置、利用に関する調整その他これらの業務を行うために必要な業務
係留施設（物揚場）	物揚場 （C-6-1、C-6-2、C-6-3、C-6-4、C-6-5及びC-6-6）		物揚場の利用可否の判断、応急措置、利用に関する調整その他これらの業務を行うために必要な業務
係留施設（船揚場）	船揚場 （C-7-1及びC-7-2）		船揚場の利用可否の判断、応急措置、利用に関する調整その他これらの業務を行うために必要な業務
臨港交通施設（道路）	公共本線 （D-1-1）		応急措置その他これらの業務を行うために必要な業務
	公共支線1号 （D-1-2）		
	公共支線2号 （D-1-3）		
	公共支線3号 （D-1-4）		
	都市再開発支線1号 （D-1-5）		
	都市再開発支線2号 （D-1-6）		
	都市再開発支線3号 （D-1-7）		

	公共支線 4 号 (D-1-8)		
臨港交通施設(駐車場)	駐車場 (D-3-1)		
保管施設(野積場)	野積場 (H-2-1 及び H-2-2)		野積場の利用可否の判断、利用に関する調整その他これらの業務を行うために必要な業務
港湾環境整備施設(緑地)	みなと公園 (L-2-1)		緑地の利用可否の判断、利用に関する調整その他これらの業務を行うために必要な業務
	緑地 (L-2-2)		

4. 小木港関係

種類	名称	所在地	管理の内容
水域施設(泊地)	泊地(-3.5m) (A-2-1)	石川県鳳珠郡 能登町	泊地の利用可否の判断、船舶航行に支障を及ぼすおそれのある物件の除去その他の応急措置、利用に関する調整その他これらの業務を行うために必要な業務
	船舶泊地(-4.5m) (A-2-2)		
	泊地(-3.0m) (A-2-3)		
	船舶泊地(-5.0m) (A-2-4)		
外郭施設(防波堤)	本小木防波堤 (B-1-1、B-1-2 及び B-1-12)		応急措置その他これらの業務を行うために必要な業務
	西防波堤 (B-1-4)		
	北防波堤 (B-1-5 及び B-1-6)		
	東防波堤 (B-1-7)		
	越坂第二防波堤 (B-1-8)		
	越坂防波堤 (B-1-9 及び B-1-10)		

	防波堤（南） （B-1-11）		
	波除堤① （B-1-13）		
	波除堤② （B-1-14）		
外郭施設（護岸）	防波護岸 （B-5-2）		
	取付護岸 （B-5-3、B-5-36及びB-5-37）		
	護岸 （B-5-5、B-5-40及びB-5-46）		
	護岸（防波） （B-5-44）		
係留施設（岸壁）	-4. 5m岸壁 （C-1-1、C-1-2、C-1-3及びC-1-4）		岸壁の利用可否の判断、応急措置、利用に関する調整その他これらの業務を行うために必要な業務
	-5. 0m岸壁 （C-1-5）		
係留施設（棧橋）	さん橋 （C-4-1、C-4-2及びC-4-3）		棧橋の利用可否の判断、応急措置、利用に関する調整その他これらの業務を行うために必要な業務
係留施設（物揚場）	物揚場 （C-6-1、C-6-3、C-6-4、C-6-5、C-6-6、C-6-7、C-6-8、C-6-9、C-6-10、C-6-11、C-6-12、C-6-14、C-6-15、C-6-17及びC-6-18）		物揚場の利用可否の判断、応急措置、利用に関する調整その他これらの業務を行うために必要な業務
係留施設（船揚場）	本小木 船揚場 （C-7-1）		船揚場の利用可否の判断、応急措置、利用に関する調整そ

	船揚場 (C-7-2、C-7-6、C-7-9及びC-7-11)		その他これらの業務を行うために必要な業務
	越坂第2船揚場 (C-7-5)		
臨港交通施設(道路)	道路(小本地内) (D-1-1、D-1-3、D-1-4、D-1-5、D-1-7及びD-1-8)		応急措置その他これらの業務を行うために必要な業務
	道路(市之瀬地内) (D-1-9)		
保管施設(野積場)	第1野積場 (H-2-1)		野積場の利用可否の判断、利用に関する調整その他これらの業務を行うために必要な業務
	市の瀬野積場 (H-2-2)		
	本小本野積場 (H-2-3、H-2-4及びH-2-5)		

5. 宇出津港関係

種類	名称	所在地	管理の内容
水域施設(泊地)	泊地(-1.0m) (A-2-1)	石川県鳳珠郡能登町	泊地の利用可否の判断、船舶航行に支障を及ぼすおそれのある物件の除去その他の応急措置、利用に関する調整その他これらの業務を行うために必要な業務
	泊地(-1.0m) 藤波 (A-2-2)		
	泊地(-2.0m) (A-2-3、A-2-4及びA-2-5)		
	泊地(-3.0m) (A-2-7)		
	泊地(-4.0m) (A-2-8、A-2-9、A-2-11及びA-2-12)		
	泊地(-1.5m) (A-2-10)		

外郭施設（防波堤）	東第2防波堤（1） （B-1-1）		応急措置その他これらの業務を行うために必要な業務
	東第2防波堤（2） （B-1-2）		
	波除堤 （B-1-3）		
	東防波堤 （B-1-4及びB-1-11）		
	南第1防波堤 （B-1-5）		
	南第2防波堤 （B-1-6）		
	西防波堤 （B-1-7）		
	藤波防波堤 （B-1-9）		
	南防波堤 （B-1-10）		
外郭施設（防砂堤）	防砂堤（第2船揚場） （B-2-1）		
外郭施設（護岸）	1号護岸 （B-5-1）		
	2号護岸 （B-5-2）		
	3号護岸 （B-5-3）		
	4号護岸 （B-5-4）		
	5号護岸 （B-5-5）		
	6号護岸 B-5-6）		
	7号護岸 （B-5-7）		
	12号護岸 （B-5-12）		
	13号護岸		

	(B-5-13)		
	14号護岸 (B-5-14)		
	15号護岸 (B-5-15)		
	16号護岸 (B-5-16)		
	17号護岸 (B-5-17)		
	18号護岸 (B-5-18)		
	19号護岸 (B-5-19)		
	20号護岸 (B-5-20)		
	21号護岸 (B-5-21)		
	22号護岸 (B-5-22)		
	23号護岸 (B-5-23)		
	24号護岸 (B-5-24)		
	25号護岸 (B-5-25)		
	26号護岸 (B-5-26)		
	27号護岸 (B-5-27)		
	28号護岸 (B-5-28)		
	29号護岸 (B-5-29)		
	30号護岸 (B-5-30)		
係留施設（棧橋）	第1さん橋 (C-4-1)		棧橋の利用可否の判断、応急措置、利用に関する調整その他これらの業務を行うために
	第2さん橋		

	(C-4-2)		必要な業務
	第3さん橋 (C-4-3)		
	第5さん橋 (C-4-5)		
係留施設（物揚場）	1号物揚場 (C-6-1)		物揚場の利用可否の判断、応急措置、利用に関する調整その他これらの業務を行うために必要な業務
	2号物揚場 (C-6-2)		
	3号物揚場 (C-6-3)		
	4号物揚場 (C-6-4)		
	5号物揚場 (C-6-5)		
	8号物揚場 (C-6-8)		
	9号物揚場 (C-6-9)		
	10号物揚場 (C-6-10)		
	12号物揚場 (C-6-12)		
	13号物揚場 (C-6-13)		
	14号物揚場 (C-6-14)		
15号物揚場 (C-6-15)			
係留施設（船揚場）	第1船揚場 (C-7-1)		船揚場の利用可否の判断、応急措置、利用に関する調整その他これらの業務を行うために必要な業務
	第2船揚場 (C-7-2)		
	第3船揚場 (C-7-3)		
臨港交通施設（道路）	東海岸線（1号） (D-1-1)		応急措置その他これらの業務を行うために必要な業務
	東海岸線（2号）		

	(D-1-2)		
	西海岸線 (D-1-3)		
	天保島線 (D-1-4)		
	南海岸線(3号) (D-1-5)		
	天保島ふ頭線 (D-1-6)		
	藤波ふ頭線 (D-1-7)		
	天保島海岸線(1号) (D-1-8)		
臨港交通施設(橋梁)	笹谷川橋 (D-5-1)		
	港大橋 (D-5-2)		
	新港橋 (D-5-4)		
保管施設(野積場)	3号野積場 (H-2-3)		野積場の利用可否の判断、利用に関する調整その他これらの業務を行うために必要な業務
	4号野積場 (H-2-4)		
	5号野積場 (H-2-5)		
	6号野積場 (H-2-6)		
	7号野積場 (H-2-7)		
	8号野積場 (H-2-8)		
港湾環境整備施設(緑地)	宇出津新港緑道公園(児童公園) (L-2-1)		緑地の利用可否の判断、利用に関する調整その他これらの業務を行うために必要な業務
	宇出津新港緑道公園(中央公園) (L-2-2)		
	宇出津新港緑道公園(街路		

	公園) (L-2-3)		
	宇出津港いやさか広場 (L-2-4)		

6. 穴水港関係

種類	名称	所在地	管理の内容
水域施設（泊地）	内港 (A-2-1)	石川県鳳珠郡 穴水町	泊地の利用可否の判断、船舶航行に支障を及ぼすおそれのある物件の除去その他の応急措置、利用に関する調整その他これらの業務を行うために必要な業務
	外港 (A-2-2)		
外郭施設（防波堤）	内浦防波堤 (B-1-1)		応急措置その他これらの業務を行うために必要な業務
外郭施設（護岸）	護岸 (B-5-1、B-5-2、B-5-22、B-5-29、B-5-30、B-5-33、B-5-34、B-5-35及びB-5-36)		
係留施設（物揚場）	川島A物揚場 (C-6-1)		物揚場の利用可否の判断、応急措置、利用に関する調整その他これらの業務を行うために必要な業務
	川島B物揚場 (C-6-2)		
	大町A物揚場 (C-6-7)		
	大町B物揚場 (C-6-8)		
	城山物揚場 (C-6-10)		
	川島物揚場 (C-6-11、C-6-12及びC-6-13)		
係留施設（船揚場）	城山船揚場 (C-7-1)		船揚場の利用可否の判断、応急措置、利用に関する調整その他これらの業務を行うため
	内浦船揚場		

	(C-7-2)		に必要な業務
臨港交通施設(道路)	大町地内～大町地内 (D-1-1及びD-1-2)		応急措置その他これらの業務を行うために必要な業務
	川島地内～川島地内 (D-1-3、D-1-4、D-1-7及びD-1-8)		
	城山地内～城山地内 (D-1-5)		
	内浦地内～内浦地内 (D-1-6)		
保管施設(野積場)	大町野積場 (H-2-2)		野積場の利用可否の判断、利用に関する調整その他これらの業務を行うために必要な業務
	城山野積場 (H-2-3)		
	川島野積場 (H-2-4)		
港湾環境整備施設(緑地)	城山緑地 (L-2-1)		緑地の利用可否の判断、利用に関する調整その他これらの業務を行うために必要な業務
	あすなろ広場 (L-2-2)		